

## サーフビレッジ展示コーナー利用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湘南海岸公園サーフビレッジ管理運営要領（以下、「サーフビレッジ要領」という。）第7条に基づき、サーフビレッジ展示コーナー（以下、「展示コーナー」という。）の適正かつ円滑な利用の実現を図るため必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 展示コーナーは、都市公園、ライフセービング活動、ビーチスポーツ、ボランティア活動その他の福祉、教育、文化等の活動の普及啓発及び絵画、写真、生花等の作品の展示を行うことを目的とする。

(利用の申込み)

第3条 展示コーナーの利用を希望するものは、利用を希望する日の前月の10日までにサーフビレッジ展示コーナー利用申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、館長に提出するものとする。

(利用の制限等)

第4条 展示コーナーにおいては、次の各号に該当する展示のための利用は、承認を与えないこととする。

- (1) 風俗を害し、又は公の秩序を乱す恐れのある利用
- (2) 営利を目的とする利用又は結果において利益が生ずる利用
- (3) 月謝制によるカルチャー教室等において利益が生ずる利用

- (4) 政治活動のための利用
- (5) 宗教活動のための利用
- (6) 暴力行為、反社会的行為、及びそれらの利用
- (7) 未成年のみご利用の場合。(未成年のご利用は、保護者又は責任者を同伴して下さい)
- (8) その他、指定管理者が管理上支障があると認めた利用

2 利用申込受付後、又は、利用途中においても、次の場合には当方の判断で申込み

の取り消しや利用停止の処置を取れるものとする。この場合に生じる利用者のいかなる損害に対しても、当方は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 申込時の利用目的と実際の利用内容が著しく異なる場合。
- (2) 利用申込書のご記入内容に、偽りがあると認められた場合。
- (3) 展示及び装飾施工時、許可なく会場内に釘、鋸、アンカーを打ったり、糊・強粘着テープ等を張った場合。
- (4) 音、振動、臭気の発生等により、周囲に迷惑を及ぼす又はその恐れがある場合。
- (5) 来場者数が当展示コーナーの許容範囲を超え、周囲に迷惑を及ぼすと判断した場合。
- (6) 当方からの注意に従わず、又は本規約に違反すると判断した場合。
- (7) その他当展示コーナーの管理運営上、支障があると判断する場合。
- (8) 展示ホールの屋内、屋外を問わず、当展示コーナーにおいて撮影された画像や動画を当社に無許可で当社が運営する媒体以外に掲載、当社のウェブサイトに掲載されている画像を無許可で転載した場合

3 展示コーナーの利用期間は、1ヶ月以内を原則とする。※ただし、常設展示を除く。

(展示者の決定)

第6条 前条の申込を受けたときは、館長はサーフビレッジ展示コーナーの設置目的に合致すると認められるものの中から選考を行い、展示決定者に連絡を行うものとする。

(展示品の管理)

第7条 展示品の管理は、申込者が行うものとし、指定管理者は、展示品の紛失、損傷及び盗難等について何らかの責任も負わないものとする。

2 使用できる展示箇所については申込書（別紙）に記載の範囲までとし、許可なく展示位置を変えることは禁止とする。

(案内状等の掲示物の設置)

第8条 催物案内等の広告物、会場誘導看板等の掲示は、事前に許可を得て設置場所も含めて当方の指示に従うこと。公園内、サーフビレッジ内外、展示コーナー内に無断で掲示物を設置した場合や、指定した場所以外に設置された場合は直ちに撤去すること。

(利用後の変換)

第9条 利用終了後は利用前の状態までに戻して返還すること。

当展示コーナー内外の建造物・設備・什器貸出備品等を毀損、汚損、紛失等させた場合その復旧に要する費用はすべて申込者の負担とする。

利用終了にあたり、装飾施工及び撤去作業で発生した残材やごみ等は、すべて持ち帰ること。

(利用料)

第 10 条 展示コーナーの利用料は、原則として無料とする。

(利用調整)

第 11 条 展示コーナーの利用調整に係る事務は、湘南海岸公園管理事務所が行うこととし、展示コーナーの利用調整に必要な事項は、館長の承認を得て行う。

(その他)

第 12 条 この要領に定めのないものについては、湘南海岸公園サーフビレッジ管理運営要領によるほか、神奈川県都市公園条例（昭和 32 年神奈川県条例第 7 号）その他関係法令によるものとする。

附 則

この要領は、平成 9 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。